

令和元年6月25日

保護者 様

千葉県立船橋芝山高等学校
校 長 豊 城 勲

全国高P連賠償責任補償制度への継続加入について（お知らせ）

梅雨の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素から、本校の保護者会活動に御協力をいただきありがとうございます。

さて、全国高P連賠償責任補償制度への継続加入について、このたび、下記の通り手続きが完了しましたのでお知らせいたします。

この補償制度は、高校生が事故（自転車事故、器物破損等）で加害者となってしまった場合に、本人と家族の経済的負担を軽減する目的で発足したもので、現在、全国でほぼ2校に1校が加入しています。詳細はお配りした別紙「全国高P連賠償責任補償制度 加入者票 2019年度」を御覧ください。

なお、「全国高P連賠償責任保障制度 加入者票」は、各御家庭で保管をお願いいたします。提出の必要はありません。何か御不明な点がありましたら学校までお問い合わせください。

記

- 1 補償期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日
- 2 掛 金 生徒1人あたり 400円（1年間）
（学年積立金より支出します。新たな集金はありません。）
- 3 補償内容 生徒、保護者の方が誤って他人にけがをさせたり、物を壊してしまったりした場合等に補償の対象になります。支払限度額等の詳細は「加入者票」を御覧ください。

※留意点

- ①事故の状況により、補償の対象になる場合とならない場合があります。
事故の際はまず学校と東京海上日動安心110番（株）に御連絡ください。
- ②補償の対象になる場合でも、免責金額（自己負担額）が5千円となっていますので御承知おきください。
- ③この補償制度では、示談交渉の手続き代行サービスはありません。